

岐阜県では平成20年4月より、「障害」を「障がい」と表記することとしているが、国や県が定める法令に規定されている用語、名称等や団体、機関等の固有名称は「障害」の表記を用いることとしているため、本試験においては、「障害」の表記で統一して出題している。

令和4年度採用 教職教養

志願種別	
受験番号	

【1】 次の各文章は、社会性の発達についてまとめたものである。その内容として、正しいものの組合せを下の①～⑤の中から一つ選べ。

ア ヴィゴツキーは、もともと伝達のためのことばが思考のためのことばに移行していく際に過渡的に現われる形態が自己中心的言語であると考えた。彼は伝達のためのことばを外言、思考のためのことばを内言とよび、幼児のひとりごとを外言化された不完全な内言とみなした。

イ ワイマーとパーナーは、ある事実を自分は知っているがその事実を知らない他者はどのように考えるかを問う検査である「誤信念課題」を用いて、子どもの心の理解のようすについて研究した。

ウ コールバーグは、他者に対する思いやりや援助に焦点をあて、自分の欲求と他者の欲求が葛藤するような場面で「他者を援助するかどうか」という向社会的判断の発達を検討した。

エ ピアジェは、幼児が他者へ伝達するための社会的言語と他者の存在とは無関係の非社会的言語を用いることを示し、後者を幼児の思考の自己中心性が反映されたものと考え、自己中心的言語とよんだ。ピアジェは、自己中心的言語は11歳から12歳くらいで減って社会的言語に移行していくと考えた。

- ① ア・イ ② ア・ウ ③ ア・エ ④ イ・ウ ⑤ イ・エ

- 【2】 本県では、2019年3月に2023年度までの教育を推進していくための方針である「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」を策定した。次の文章は、その中の「基本的な考え方」の一部である。[ア]～[カ]に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下の①～⑤の中から一つ選べ。（同じ記号の部分には同じ言葉が入る。）

変化が激しく予測困難な社会を生き抜いていくために、子どもたちが、[ア]・[イ]・[ウ]を身に付け、これらの「3つの力」の融合により、一人一人の優れた才能や多様な個性を伸ばし、さらにそれを磨きながら、未来に希望をもって生涯を生きるとともに、世界的な視野をもち、世界や地域社会の活性化に貢献できる力を養います。

[ア]（主体的に学び、自分で将来を切り拓く力）

[エ]に裏付けされた自信に基づき、生涯にわたって自ら学び、自ら考え行動し、主体的に社会に関わりながら、自分で将来を切り拓いていく力

[イ]（多様性の中で生き、自らの役割と責任を果たしていく力）

多様な人々の互いの人格を尊重し、支え合いながら[オ]を広げるとともに、人や自然のつながりや、人と人とのつながりを大切に、自らの役割と責任を果たしていく力

[ウ]（可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる力）

人間ならではの感性や創造性を発揮しながら、夢や志をもって可能性に挑戦し続けるとともに、[カ]から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力

- | | | | |
|---|------------------|----------------------|------------------------|
| ① | ア 自立力
エ 自己承認力 | イ 共生力
オ 確かな信頼関係 | ウ 自己実現力
カ ユニバーサルな視点 |
| ② | ア 自律力
エ 自己肯定感 | イ 自己実現力
オ 確かな信頼関係 | ウ 行動力
カ グローバルな視点 |
| ③ | ア 自立力
エ 自己肯定感 | イ 自己実現力
オ 豊かな人間関係 | ウ 行動力
カ ユニバーサルな視点 |
| ④ | ア 自立力
エ 自己肯定感 | イ 共生力
オ 豊かな人間関係 | ウ 自己実現力
カ グローバルな視点 |
| ⑤ | ア 自律力
エ 自己承認力 | イ 共生力
オ 確かな信頼関係 | ウ 自己実現力
カ グローバルな視点 |

【3】 次のア～オの文章の中で、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえて通知された、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成26年1月14日 文部科学省）の内容として正しいものの組合せを下の①～⑤の中から一つ選べ。

ア 日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて社会生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。

イ 日本語の能力に応じた特別の指導には、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導を原則とし、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導は含まないものとする。

ウ 当該児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必要に応じて相当の下学年に在籍させることについても配慮すること。

エ 日本語指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断は学校長と保護者の責任の下で行うこととし、その際、主たる指導者（日本語指導担当教員）を始めとする複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいこと。

オ 日本語指導は、複数校への巡回による指導も含め児童生徒の在学する学校において行うことを原則とするが、指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められること。

- ① ア・イ ② イ・ウ ③ イ・オ ④ ウ・エ ⑤ ウ・オ

- 【4】 次の文章は、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」（平成26年3月策定・平成29年8月22日改定・令和3年4月1日改定 岐阜県）の記述の一部である。ア～エに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下の①～⑤の中から一つ選べ。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(3) いじめへの対処

(前略)

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、速やかに事実関係を明らかにした上で、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、アに今後の指導方針と見通しを決定するとともに、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。

また、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた児童生徒、いじめた児童生徒の話を十分に聞き、事実関係が明らかになった段階で、いじめのイのために、保護者を交えた会をもつなど、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことができるようにする。その際、児童生徒のウの過程で、いつでもどこでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童生徒、保護者の理解が必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒のエ、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応することが必要である。

- | | | | | |
|---|-------|------|----------|------|
| ① | ア 組織的 | イ 解消 | ウ 成長 | エ 生命 |
| ② | ア 総合的 | イ 根絶 | ウ 人間関係形成 | エ 生命 |
| ③ | ア 組織的 | イ 根絶 | ウ 成長 | エ 生命 |
| ④ | ア 組織的 | イ 解消 | ウ 人間関係形成 | エ 精神 |
| ⑤ | ア 総合的 | イ 解消 | ウ 成長 | エ 精神 |

- 【5】 次の文章は、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（平成29年7月 文部科学省） 第3章 第4節 生徒の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導（3）不登校生徒への配慮」に関する記述の一部である。ア～オに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下の①～⑤の中から一つ選べ。（同じ記号の部分には同じ言葉が入る。）

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「ア」と判断してはならない。加えて、不登校生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また、不登校生徒については、イに応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

（中略）

さらに、不登校生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切なウの重要性も踏まえ、個々の状況に応じたウ等が行われるよう支援することが必要である。例えば、いじめられている生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後のエに支障がないように配慮する必要がある。あわせて、不登校生徒の保護者に対し、不登校生徒への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及びオ上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

- ① ア 問題行動 イ 学習状況 ウ 学習活動 エ 評価 オ 指導要録
- ② ア 問題行動 イ 個々の状況 ウ 学習活動 エ 学習 オ 指導要録
- ③ ア 問題行動 イ 個々の状況 ウ 体験活動 エ 評価 オ 通知表
- ④ ア 不適應行動 イ 学習状況 ウ 体験活動 エ 学習 オ 通知表
- ⑤ ア 不適應行動 イ 個々の状況 ウ 学習活動 エ 学習 オ 指導要録

【6】 次のア～エの文章は、近代から現代の教育学者に関する記述である。ア～エの内容に該当する教育学者として、正しい組合せを下の①～⑤の中から一つ選べ。

ア 貧しい子どもたちを対象とした保育施設「子どもの家」において、教育法を創造した。また、子どもの「感覚」と「自発性」を重んじ、子どもが自らの知的好奇心を自発的に表現できるように、大人（教師）が子どもに「自由な環境」を提供することが大切であると説いた。

イ イエナ大学附属学校で「イエナ・プラン」と呼ばれる新しい教育実践を始めた。「基幹集団」と呼ばれる、子どもの発達に応じた異年齢集団での自己教育と作業など他者との集団活動を重視した。

ウ 著書『教育の過程』において、構造学習、発見学習、内発的動機づけ、レディネスの促進といった新しい原理を提起した。また、「どの教科でも、知的性格をそのままにたもって、発達のどの段階のどの子にも効果的に教えることができる」と説いた。

エ シカゴ大学附属小学校に「実験学校」をつくり、そこでの指導経験を『学校と社会』にまとめた。教科書や教師の権威を中心とする教育から、子どもの興味・関心や経験・活動を重視する教育への転換を図ることをめざした。

- ① ア フレーベル イ ペーターゼン ウ ブルーナー エ パーカースト
- ② ア モンテッソーリ イ コンドルセ ウ ブルーナー エ デューイ
- ③ ア フレーベル イ コンドルセ ウ ピアジェ エ パーカースト
- ④ ア モンテッソーリ イ ペーターゼン ウ ブルーナー エ デューイ
- ⑤ ア モンテッソーリ イ ペーターゼン ウ ピアジェ エ デューイ

【7】 次のア～エの文章は、ある法令の一部を抜き出したものである。それぞれの法令の名称の組合せとして正しいものを下の①～⑤の中から一つ選べ。

ア 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

イ 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

ウ 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

エ 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

- | | | | |
|---|-------------------------|----------|------------|
| ① | ア 教育基本法
エ 学校保健安全法 | イ 学校教育法 | ウ 教育公務員特例法 |
| ② | ア 教育公務員特例法
エ 学校保健安全法 | イ 学校教育法 | ウ 教育基本法 |
| ③ | ア 教育基本法
エ 学校教育法 | イ 地方公務員法 | ウ 教育公務員特例法 |
| ④ | ア 教育公務員特例法
エ 学校教育法 | イ 地方公務員法 | ウ 教育基本法 |
| ⑤ | ア 教育基本法
エ 学校保健安全法 | イ 地方公務員法 | ウ 教育公務員特例法 |

【8】 次の文章は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）（平成27年11月26日 文部科学省） 第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 2 合理的配慮 （1）合理的配慮の基本的な考え方」の記述の一部である。ア～オに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下の①～⑤の中から一つ選べ。（同じ記号の部分には同じ言葉が入る。）

合理的配慮は、アやイの除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、イの除去のための手段及び方法について、2（2）で示す過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方のウによるエを通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであること。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、後述する環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましいこと。

オに当たっては、具体的場面において、イの除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられ、本人のオが困難な場合には、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行うオも含むこと。

なお、オが困難な障害者がコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人のオも支援者が本人を補佐して行うオも困難であることなどにより、オがない場合であっても、当該障害者がイの除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するためにウを働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいこと。

- | | | | |
|---|-------------------|----------------------|---------|
| ① | ア 障害の状態
エ 共通理解 | イ 社会的障壁
オ 意思確認 | ウ 合意形成 |
| ② | ア 障害の状態
エ 相互理解 | イ 生活上の困難さ
オ 意思の表明 | ウ 建設的対話 |
| ③ | ア 障害の状態
エ 相互理解 | イ 社会的障壁
オ 意思の表明 | ウ 建設的対話 |
| ④ | ア 障害の特性
エ 共通理解 | イ 生活上の困難さ
オ 意思確認 | ウ 合意形成 |
| ⑤ | ア 障害の特性
エ 相互理解 | イ 社会的障壁
オ 意思の表明 | ウ 建設的対話 |

- 【9】 次の文章は「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日公布)の記述の一部である。ア～エに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下の①～⑤の中から一つ選べ。

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、アに伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民にイを保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別はウとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、エの充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

- | | |
|--------------|------------|
| ① ア 価値観の多様化 | イ 法の下での平等 |
| ウ 許されないものである | エ 連携体制 |
| ② ア 情報化の進展 | イ 基本的人権の享有 |
| ウ 許されないものである | エ 相談体制 |
| ③ ア 価値観の多様化 | イ 法の下での平等 |
| ウ 許されないものである | エ 相談体制 |
| ④ ア 価値観の多様化 | イ 基本的人権の享有 |
| ウ 我々の問題である | エ 相談体制 |
| ⑤ ア 情報化の進展 | イ 基本的人権の享有 |
| ウ 我々の問題である | エ 連携体制 |

【10】 次の文章は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成31年3月29日 文部科学省） 2. 学習評価の主な改善点について」の記述の一部である。

「ア」～「オ」に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下の①～⑤の中から一つ選べ。（同じ記号の部分には同じ言葉が入る。）

- (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「ア」、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の「イ」を推進する観点から、「ウ」の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「エ」の3観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「ア」、人間性等」については、「エ」として「ウ」を通じて見取ることができる部分と「ウ」にはなじまず、個人内評価等を通じて見取部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「エ」については、各教科等の観pointsの趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を「オ」しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと（各教科等の観pointsの趣旨は、本通知の別紙4及び別紙5に示している）。

- | | | |
|---|--|-----------------------------|
| ① | ア 学びに向かう力
ウ 観点別学習状況の評価
オ 調整 | イ 一体化
エ 主体的に学習に取り組む態度 |
| ② | ア 学びに向かう力
ウ 観点別学習状況の評価
オ 改善 | イ 一貫性の確保
エ 主体的に学習に取り組む態度 |
| ③ | ア 主体的に学習に取り組む態度
ウ 目標に準拠した評価
オ 改善 | イ 一体化
エ 関心・意欲・態度 |
| ④ | ア 主体的に学習に取り組む態度
ウ 目標に準拠した評価
オ 調整 | イ 一貫性の確保
エ 関心・意欲・態度 |
| ⑤ | ア 学びに向かう力
ウ 目標に準拠した評価
オ 調整 | イ 一体化
エ 関心・意欲・態度 |

令和4年度採用 岐阜県公立学校教員採用選考試験
第1次選考試験 教職教養

問題番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
正解	①	④	⑤	③	②	④	③	⑤	②	①

